福島の復興・再生に向けた取組

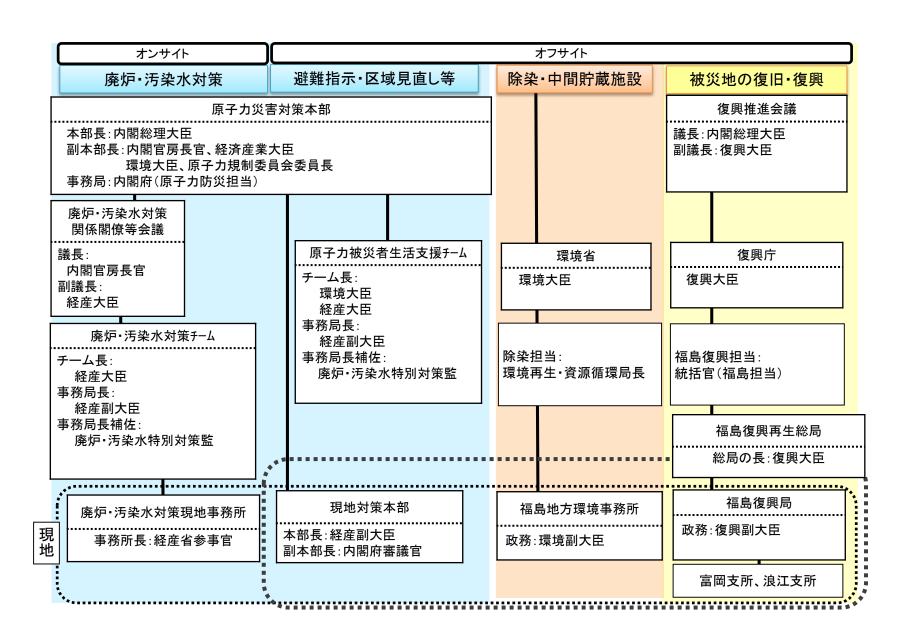
2020年8月



目 次

福島の復興に係る政府の体制	•••••P2
避難指示区域に係る経緯	••••••P4
避難指示解除地域における生活環境整備	•••••P9
帰還困難区域の復興・再生	P20
除染の進捗状況及び中間貯蔵施設の整備状況	•••••P25
産業・生業の再生、新たな産業基盤の構築に向けた取組	P28
風評被害対策	P39
福島復興関連法制度・予算	•••••P42

福島復興に係る政府の体制



避難指示区域に係る経緯

①避難指示の設定とこれまでの避難指示解除



新たなステージ 復興・創生へ

1. 平成23年3月 事故発生→ 避難指示・屋内退避の指示

- 2. 平成23年4月
- ・警戒区域(福島第一から半径20km) 【原則立入禁止、宿泊禁止】
- ・計画的避難区域 (放射線量が20mSv/yを超える区域) 【立入可、宿泊原則禁止】 -
- ・緊急時避難準備区域(福島第一から半径30km)【避難の準備、立入可、宿泊可】
- 3. 平成23年9月 緊急時避難準備区域の解除
- 4. 平成23年12月 冷温停止状態の確認 ⇒ 避難指示区域の見直しを開始

5. 避難指示区域の見直しの実施

- · 帰還困難区域 (放射線量が50mSv/yを超える区域) 【原則立入禁止、宿泊禁止】※平成27年6月19日以降、一部 事業活動可
- ・居住制限区域 (放射線量が20mSv/y~50mSv/yの区域) 【立入り可、一部事業活動可、宿泊原則禁止】
- ·<mark>避難指示解除準備区域</mark> (放射線量が20mSv/y以下) - 【立入り可、事業活動可、宿泊原則禁止】

平成25年8月、避難指示区域の見直しを完了

6. 避難指示の解除

平成26年以降、避難指示の解除が進み、帰還困難区域を除く全ての 地域で解除済み(面積では、区域見直し完了時点から、約7割が解 除済み)。





「冷温停止状

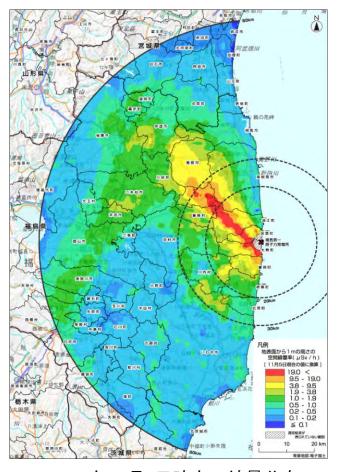
態」

の確認

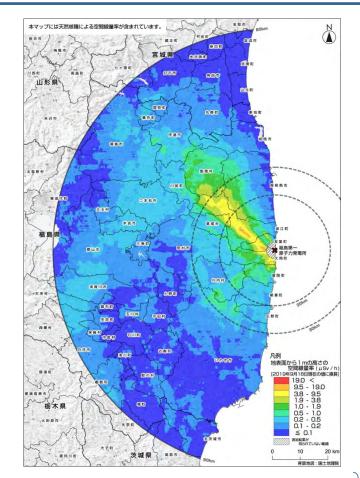


令和2年3月

○ 東京電力福島第一原子力発電所から80km圏内の地表面から1mの高さの空間線量率平均は、 2011年11月比で約78%減少。







2011年11月5日時点の線量分布

2019年9月18日時点の線量分布

※本値は対象地域を250mメッシュに区切り、各メッシュの中心点の測定結果の比から算出したもの。

出典:原子力規制委員会「福島県及びその近隣県における航空機モニタリングの測定結果について」等に基づき復興庁作成

③避難者数・避難指示解除の状況



新たなステージ 復興・創生へ

【避難者の状況】(2020年7月時点)

東日本大震災による福島県全体の避難者 約3.7万人

※ピーク時(2012年5月)は約16.5万人

避難指示区域からの避難対象者 約2.3万人

6町村の帰還困難区域

※避難指示区域設定時(2013年8月)は約8.1万人

【最近の避難指示解除の状況】

(1) 田村市: 2014年4月1日 避難指示解除準備区域を解除

(2) 楢葉町:2015年9月5日 避難指示解除準備区域を解除

(3) 葛尾村:2016年6月12日 居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除

川内村:2016年6月14日 避難指示解除準備区域を解除

(2014年10月1日に、一部地域で避難指示解除を実施するとともに居住制限区域を避難指示解除準備区域に見直し) 南相馬市:2016年7月12日 居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除

(4) 飯舘村: 2017年3月31日 居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除

(5) 川俣町: 2017年3月31日 居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除

(6) 浪江町:2017年3月31日 居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除 富岡町:2017年4月1日 居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除

(7) 大熊町: 2019年4月10日 居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除

(8) 双葉町: 2020年3月4日 特定復興再生拠点区域の一部解除、

避難指示解除準備区域を解除

(9) 大熊町: 2020年3月5日 特定復興再生拠点区域の一部解除

(10) 富岡町: 2020年3月10日 特定復興再生拠点区域の一部解除



(備考)・東日本大震災による福島県全体からの避難者数は、福島県「平成23年東北地方太平洋沖地震による被害状況即報」(第1766報:2020年7月6日)による。 避難指示区域からの避難者数は、市町村から聞き取った情報(平成29年4月1日時点の住民登録数)を基に原子力被災者生活支援チームが集計 ※区域外及び旧選難指示区域の人数は、住民登録数であり避難者数ではない。

〇避難指示解除の3要件(原子力災害対策本部決定 2011年12月)

- ①空間線量率で推定された年間積算線量が20mSv以下になることが確実であること
- ②日常生活に必須なインフラ(電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信など)や生活関連サービス (医療、介護、郵便など)が概ね復旧し、<mark>子どもの生活環境を中心とする除染作業</mark>が十分に進捗すること
- ③県、市町村、住民との協議

○避難指示の解除=復興の本格化

「楢葉町住民懇談会資料」(2015年6月) 抜粋

- 避難指示は、ふるさとに「戻りたい」と考える住民の方々も含めて、一律かつ強制的な避難を強いる措置です。 この結果、住民の方々には、長期にわたり不自由な避難生活を強いているのが現状です。
- <u>避難指示の解除は、「戻りたい」と考えている住民の方々の帰還を可能にする</u>ものです。
- ただし、帰還するかしないかは、当然のことながら、お一人お一人のご判断によるものであり、国が避難指示を解除したからといって<mark>帰還を強制されるものではありません</mark>。
- また、避難指示が解除されても、国による様々な支援策が終了するわけではありません。 国としては、<mark>避難指示の解除後も</mark>、政府一丸となって、<mark>楢葉町の復興に向けた施策をしっかりと展開</mark>してまいります。

①生活環境整備の最近の状況

復興庁 Reconstruction Agency

新たなステージ 復興・創生へ

○ 医療・介護・教育など、避難指示解除区域に**帰還し、あるいは帰還しようとする住民が安心して生活を再開す**るための環境整備に取り組んでいる。

南相馬市

浪江町

田村市

いわき市

川内村

双葉町

大熊町

富岡町

楢葉町

買い物

医療・介護・福祉

2018年4月 南相馬市

「特別養護老人ホーム 梅の香」再開

2018年4月 富岡町

24時間体制で地域の中核的な医療を担う

「福島県ふたば医療センター附属病院」開設

2020年4月 大熊町

「認知症高齢者グループホーム おおくまもみ

の木苑」開設

教育

小中学校再開:10市町村再開済

新規開校等:

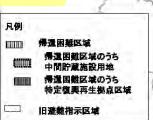
2019年4月「ふたば未来学園中学校」開校

2020年4月「いいたて希望の里学園」開校

2021年4月「川内小中学園」開校予定

ふたば未来学園中学校 開校式





ふたば医療センター

飯舘村

働く場

2018年9月 川俣町 川俣西部工業団地「ミツフジ」開所 2019年10月 楢葉町 楢葉北産業団地

「株式会社エヌビーエス」工場稼働開始

2020年3月 富岡町 富岡産業団地 一部供与開始

2021年4月 川内村 田ノ入工業団地

「大橋機産」稼働予定 ※工業団地内3件目

住まい

県営復興公営住宅「日和田団地」

復興公営住宅:計画戸数4,890戸うち4,767戸完成

帰還者向け災害公営住宅:

計画戸数455戸うち397戸完成

交通機関等

[JR常磐線]

福島第二 原子为発電所

20km

2020年3月 全線開通、Jヴィレッジ駅常設

〔常磐自動車道〕

2020年3月 「常磐双葉IC」開通

2020年3月 「吊岩从業10」開通 2020年度 「いわき~岩沼」4車線化予定

[相馬福島道路]

2019年12月 「相馬IC~相馬山上IC」開通



Jヴィレッジ駅開業式

イオン浪江店



2019年6月 大熊町「ヤマザキショップ大川原役場前店」開設 2019年6月 南相馬市「ダイユーエイト小高」開設 2019年7月 浪江町 「イオン浪江店」開設

2020年2月 南相馬市「ヨークベニマル原町店」開設

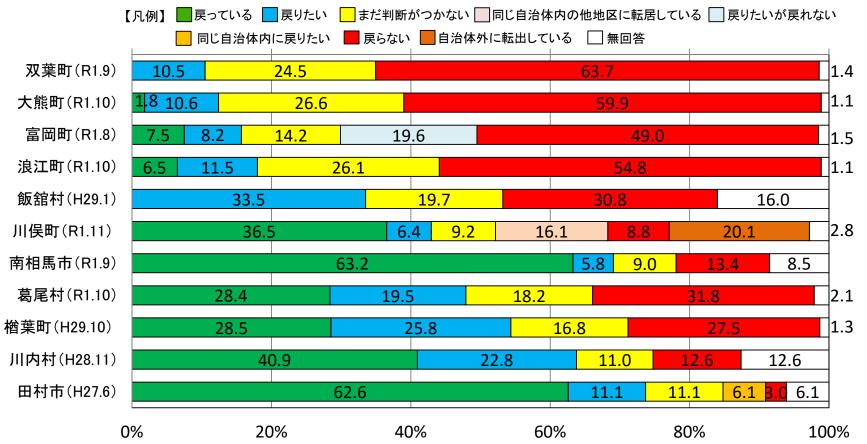
10

復興庁

新たなステージ 復興・創生へ

②原子力被災自治体における住民意向調査(帰還意向等の把握)

- 〇 避難期間中の生活環境の改善、避難指示解除を見据えた帰還に向けた諸施策の実施、さらには長期避難者等に対する支援等の具体化を進めるための基礎資料として、避難されている住民の今後の生活再建に向けた意向等を把握するため、2012年度から継続して実施。
- 〇 福島県内の11市町村※のうち、本調査の実施を希望する市町村に対して、国・福島県・市町村が共同で実施。 ※2019年度は、双葉町・大熊町・富岡町・浪江町・葛尾村・南相馬市・川俣町で実施。



※「2019年度原子力被災自治体における住民意向調査 調査結果(概要)」(2020年3月19日復興庁公表)を基に作成。(楢葉町は2017年度、飯舘村・川内村は2016年度、田村市は2015年度の結果を使用。)

^{※()}内は調査実施時期

[※]市町村ごとの凡例は、一部便宜的に加工している箇所あり。

③福島再生加速化交付金

【令和2年度予算 791億円(令和元年度予算 890億円)】



事業概要•目的

- 〇「復興基本方針」(抄)
 - ふるさとへの帰還に向けた生活や事業の再建に係る支援 を実施する。 (P. 29、6(1)①(iv))
- 〇 復興の動きを加速するために、長期避難者への支援から 早期帰還への対応までの施策等を一括して支援する「福島 再生加速化交付金」を、福島復興の柱とし、他の事業とも 連携させつつ、福島再生加速化の原動力として活用してい る。

期待される効果

○ 長期避難者の生活拠点整備、子育て世帯の帰還・定住支援、帰還加速のための生活環境向上や生活拠点整備等を一括して支援することにより、福島被災地の復興・再生を加速することが期待できる。

資金の流れ 交付金 復興庁 各府省庁 [県・12市町村等]

事業イメージ・具体例

(1)対象区域

避難指示を受けた12市町村等(各事業に応じて対象地域を設定)

(2)福島再生加速化交付金の主な事業内容

交付金の対象	主な事業内容
帰還環境整備	被災12市町村への早期帰還の促進、地域の再生加速化 〇生活拠点等の整備(復興拠点、災害公営住宅等の整備等) 〇放射線への健康不安・健康管理対策等(個人線量の管理等) 〇営農・商工業再開に向けた環境整備 (農地・農業用施設、産業団地の整備等)
長期避難者生活 拠点形成	長期避難者向けの公営住宅整備とコミュニティ支援 〇長期避難者の生活拠点の形成及び関連基盤整備等 (復興公営住宅の整備や道路等インフラ整備等) 〇復興公営住宅での生活支援(コミュニティ交流員の配置等)
福島定住等緊急 支援	子育て世帯が早期に帰還し安心して定住できる環境整備等 〇子どもの運動機会確保 (遊具の更新、地域の運動施設の整備等) 〇基幹事業と一体となって効果を増大するソフト施策 (プレイリーダーの養成等)
道路等側溝堆積 物撤去·処理支援	道路等側溝堆積物撤去・処理による通常の維持管理活動の 再開支援
原子力災害情報 発信等拠点施設 等整備	福島イノベーション・コースト構想の推進の加速化に向けた 〇福島県が行う、原子力災害に係る経験と教訓を後世に伝える ための情報発信拠点(アーカイブ拠点)の整備等に対する支援 〇構想推進に係る拠点周辺の生活環境整備等に向けた支援
既存ストック活用 まちづくり支援	既存ストック(空き地・空き家等)を活用した被災12市町村のまちづくり支援 ○既存ストックの実態把握・対策検討・所有者探索 ○既存ストックの有効活用による公的施設等の整備

④長期避難者への生活支援



新たなステージ 復興・創生へ

- 原発事故により長期にわたる避難生活を余儀なくされた方々が安定して過ごせるよう、住民意向調査等を基に、復興公営住宅の整備 を中心に、避難者受入れに伴う基盤整備、避難者支援のためのソフト施策を一体的に実施し、生活拠点を形成。
- 計画戸数4,890戸のうち2018年度末までに4,767戸完成(123戸保留中)。
- 整備にあたっての財源は、コミュニティ復活交付金(福島再生加速化交付金(長期避難者生活拠点形成))を活用。

〇各受入市町村における整備計画戸数 福島市475戸 南相馬 大玉村 59 戸 田村市 18戸 会革若松市 都山市 川内村 広野町 58戸 いわき市 1,744戸 ○復興公営住宅の入居スケジュール 2016年度 2017年度 2018年度 2019年度以降 2014年度 2015年度 4,890戸 509戸 1.123戸 3.303戸 4.707戸 4.767戸

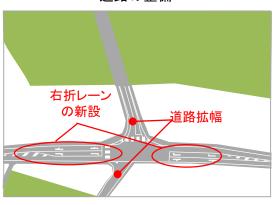
〇コミュニティ復活交付金による主な支援例

復興公営住宅の整備





道路の整備



コミュニティ交流員の配置



⑤子どもの運動機会の確保等



〇「子ども元気復活交付金」(注)の活用により、子育て世帯が早期に帰還し、安心して定住できる環境の整備を 図るため、子どもの運動機会の確保のための遊具の更新や運動施設の整備、公的賃貸住宅の整備を実施

〇特に運動施設については、ハード整備にあわせて、子どもたちの運動する力を引き出すソフト事業も実施

(注)平成25年度当初予算で創設。平成25年度補正予算より福島再生加速化交付金に統合

遊具の更新を通じた子育て世帯の帰還促進

広野町では、公園の遊具の更新を行い、子どもたちが 安心して遊べる環境を整備することにより、子育て世帯 の帰還を図っている。





更新した遊具で遊ぶ子どもたち

ハード・ソフト一体となった運動機会の確保

本宮市では、運動施設のリニューアルや屋外の遊び場の整備を行うとともに、生き生きと遊ぶ力をより一層引き出す「プレイリーダー」の養成により、子どもたちの運動や遊びの機会の創出を図っている。







にぎわう屋外遊び場

ウィリアム王子訪問(27年2月) プレイリーダーの養成

■ これまでの採択実績

計25回の配分により以下の事業を採択

- 〇遊具の更新644箇所
- ○運動施設の整備64施設(屋内施設29施設、屋外施設34施設)
- ○運動施設整備と一体的に行うプレイリーダー養成等のソフト事業(9市町村)
- 〇子育て定住支援賃貸住宅の整備(20戸)及び家賃低廉化

■ 参考ホームページ

子ども元気復活交付金の概要や整備事例の詳細については 復興庁ホームページを参照

http://www.reconstruction.go.jp/topics/20140411163951.html

⑥福島県の除染対象以外の道路等側溝堆積物の撤去・処理

復興庁 Reconstruction Agency

課題

- 福島第一原発事故後、住民による清掃活動を中止
- 仮置場や最終処分場の確保が困難
- 空間線量0.23µSv/hを下回る地域は除染事業の 対象外
- ⇒豪雨時の路面の冠水、悪臭、害虫発生などの実害が 発生

対応

- ○2016年9月30日、国が以下のような対応方針を定めて対応
- ・市町村が最終処分場や仮置場を確保
- ・国は、通常の維持管理活動の再開のため、一地区、一回に限り 財政支援を行う。
- ・8000Bq/kg超の側溝堆積物は、必要な整理をした上で、特定 廃棄物埋立処分施設又は中間貯蔵施設に搬入

福島再生加速化交付金(道路等側溝堆積物撤去・処理支援)

- (1)対象地域·団体
 - 福島県、除染実施計画を定めた福島県内の市町村
- (2)対象要件等
- ・事業実施後は、中断していた道路等側溝の維持管理活動を再開
- 最終処分場又は仮置場が確保
- ・除染等の措置により撤去・処理を行っていない。
- ・一地区、一回限り。
- (3)交付対象経費

撤去作業費、放射能濃度測定費、仮置場等関係費、運搬費、中間処理費、最終処分費、等

- (4)交付額
 - 1/2 (従前の維持管理活動に係る費用を控除) 地方負担分は、震災復興特別交付税交付金を措置 交付省庁は復興庁。





事業概要•目的

○ 避難指示解除区域や特定復興再生拠点区域等の復興・再生のまちづくりのさらなる進展を図るために、原子力 災害による避難指示等に伴って発生した空き地・空き家 等の既存ストックの状況を把握し、有効かつ適切に活用 する場合に必要な取組を支援する。

資金の流れ

復興庁

12市町村等

期待される効果

○ 既存ストック(空き地·空き家等)の実態把握·対策検討·所有者探索等に係る調査やインスペクションについて、 既存ストックの有効活用による公的施設等の整備と連携させ、一括して支援する。

これにより、空き地·空き家等の利活用·流動化を促し、 避難指示解除区域や特定復興再生拠点区域等の復興・再 生のまちづくりを加速化させることが期待できる。

事業イメージ・具体例

- (1)対象地域・団体 被災12市町村及び各市町村の帰還環境整備推進法人
- (2) 対象費用
- 〇 空き地・空き家等の実態把握・対策検討・所有者 探索等に係る調査に要する費用
- 〇 インスペクション (建物状況調査)に要する費用
- 〇 既存ストック(空き地・空き家等)の有効活用に よる公的施設等の整備に要する費用

<空き地の有効活用の例>



コミュニティガーデン(宮城県石巻市)

<空き家の有効活用の例>



住民交流拠点施設「まち家世田米駅」(岩手県住田町)

(3)補助率

交付対象事業費に3/4を乗じて得られる額等

⑧福島生活環境整備・帰還再生加速事業委託費の概要・事業例

【令和2年度予算 94億円】 (令和元年度予算 111億円)

復興庁 新たなステージ 復興・創生へ

事業概要 • 目的

- 福島復興再生特措法等に基づき住民の生活環境の改善に資するため、避難指示に起因して機能低下した公共施設・公益的施設について、 市町村等からの要請に基づき国の費用負担により機能回復を実施
- 原子力災害からの復興・再生を加速するため、福島県の被災12市町村における避難解除区域の住民の帰還を促進するための取組や、直ちに 帰還できない区域への将来の帰還に向けた荒廃抑制・保全対策を実施
- ※ 対象区域:田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村

主な事業例(国が全額支援)

①生活環境の改善のための取組

- ★ 公共施設・公益的施設の機能回復
 - 公共施設の点検

避難指示に伴い、長期間放置された 下水道管路について、下水 道の復旧に向けて、管路の 点検を実施。



公共施設の清掃 児童福祉施設の再開に 向けて、施設内の内部 清掃を実施。



など

公共施設の修繕 避難に伴い、長期間放置された 集会施設内の修繕を 実施。

②避難解除区域への帰還加速 のための取組

- ★ 生活関連サービスの代替、補完
 - 村内医療体制の拡充 医療環境に対する住民の 不安を払しょくするため、 村の診療 所への専門医師の 定期的な派遣を委託。



地域のコミュニティの維持

市外避難者への情報提供

市外避難者と自治体との つながりを維持してもらう ため、復興情報・生活情報 防災情報等を自治体チャ ンネルとして放送・配信。



・避難者の交流事業

双葉地域8町村のシンボルイベントであ った「ふたばワールド」を復活させ、全国 に分散避難している地域住民同士の交流を

創出することにより、 双葉地方の人と人、 人と地域を再び繋ぎ、 復興に向けた意識の 醸成を図る。



など

③直ちに帰還できない区域 の荒廃抑制等

- ★ 避難区域の荒廃抑制・保全対策
 - ・ 避難区域内の除草 火災等の危険を低減 し避難区域を保全する ために必要な除草を実 施。



・防犯パトロール、防犯カメラ 避難指示区域の見直し に伴い自由に立ち入りで きる区域について、防犯 防火のためのパトロー ル、カメラを措置。



★ 住民の一時帰宅支援

一時帰宅バス等の運行

自家用車等の交通手段を持たない方向 けに、避難先と避難元 とを結ぶバスやジャン

ボタクシーの運行を委 託。



⑨福島12市町村の将来像に関する有識者検討会提言(2015年7月)及びそのフォローアップ



主要個別項目

福島12市町村の将来像に関する有識者検討会 (平成27年7月に提言を取りまとめ)

提言に記載された**主要個別項目の状況を国、福島県等** から報告を受け、実現に向けた助言を行う

> 平成26年から計15回開催。令和2年6月6日実施。 平成28年以降は毎年5月下旬~6月上旬に開催。

【委員】

◎ 大西 降 東京大学名誉教授

前豐橋技術科学大学学長·前日本学術会議会長

東京大学・政策研究大学院大学 教授 〇家田 仁

内堀 雅雄 福島県知事

大山 健太郎 アイリスオーヤマ(株)代表取締役社長

髙島 宏平 オイシックス・ラ・大地(株)代表取締役社長

中村 良平 岡山大学大学院社会文化科学研究科 · 経済学部

特任教授

松永 桂子 大阪市立大学大学院創造都市研究科准教授

山名 元 原子力損害賠償・廃炉等支援機構理事長

(◎:座長、O:座長代理)

福島12市町村の将来像に関する有識者検討会提言(概要)

- 1.30~40年後の地域の姿
 - ・ 空間線量については、物理減衰のみで相当程度低減
 - ・ 復興の進捗によっては震災前の人口見通しを上回る可能性
 - 世界に発信する福島型の地域再生

2. 2020年に向けた具体的な課題と取組

- (1) 産業・生業(なりわい)の再生・創出
- (2) 住民生活に不可欠な健康・医療・介護
- (3) 未来を担う、地域を担うひとづくり
- (4) 広域インフラ整備・まちづくり・広域連携
- (5) 観光振興、風評・風化対策、文化・スポーツ振興
- 3. その他
 - 福島の復興・再生は国の青務と明記。

〇今後の進め方

- ・将来像提言は、令和2年度中に復興の進捗状況や復興・創生期 間後の基本方針、福島特措法の改正等を踏まえ、見直し
- 主要個別項目は、新たに法定される福島復興再生計画に継承

助言

福島12市町村将来像提言フォローアップ会議

平成27年から計7回開催。令和2年5月25日実施。

「福島12市町村の将来像に関する有識者検討会提言」

の主要個別項目に関し、実現に向けた進捗管理

(フォローアップ)を行う

報告

【構成】 共同議長

復興庁統括官、福島県副知事 アドバイザー 有識者(必要に応じ参加)

メンバー 復興庁、関係省庁

福島県庁

12市町村(田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡

町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村) 説明者 個別項目の検討・実施主体(関係省庁、福島県庁関係部局等)

復興庁、福島県 共同事務局

復興庁

⑩福島12市町村の将来像に関する有識者検討会提言(2015年7月)及びそのフォローアップ

新たなステージ 復興・創生へ

①有識者検討会(座長:大西隆 東京大学名誉教授)で議論を実施。 30~40年後の姿を見据えた、2020年の課題と解決の方向を検討。 2015年7月、提言を取りまとめの上、復興大臣に提出。

②30~40年後の姿のポイント

- (1)人口見通し:復興の進捗により震災前の推計を上回る可能性
- (2)線量見通し:現状から物理減衰で相当程度低減
- (3)世界に発信する福島型の地域再生

③2020年に向けた具体的な課題と取組

- (1)産業・生業(なりわい)の再生・創出
- (2)住民生活に不可欠な健康・医療・介護
- (3)未来を担う、地域を担うひとづくり
- (4)広域インフラ整備・まちづくり・広域連携
- (5) 観光振興、風評・風化対策、文化・スポーツ振興

④実現に向けて

福島の復興・再生は国の責務。

震災から10年以降の福島の復興に向けた政府の組織のあり方は検討課



◎福島12市町村将来像提言フォローアップ会議 (2015年10月~)

復興庁統括官、福島県副知事を共同議長とし、 関係省庁、県、12市町村等がメンバー。

・提言の主要個別項目に関し、実現に向けた進 捗管理を実施するため、2016年5月にロードマッ プを策定。2017年6月、2018年5月、2019年6月、 2020年6月、その後の進捗を踏まえて改訂。

「福島12市町村の将来像に関する有識者検討会提言」における2020年に向けた具体的な課題と取組

1. 産業・生業(なりわい) の再生・創出

- 新産業の創出と事業・生業 の再建
- 基幹産業である農林水産業の再生

2. 住民生活に不可欠な 健康・医療・介護

- 医療の充実による安全・安心 の確保
- 高齢者の介護の充実等

3. 未来を担う、地域を担うひと づくり

- 地域の復興人材を育む先進 的な教育の推進
- 新たな産業構造下における 中核的な人材の育成

4. 広域インフラ整備・ まちづくり・広域連携

- 広域インフラ整備
- まちづくり
- 広域連携

5. 観光振興、風評・風化対 策、文化・スポーツ振興

- 観光振興
- · 風評·風化対策
- 文化芸術の振興
- スポーツ振興

主要個別項目への取組(22項目)

(1)福島イノベーション・コースト 構想の推進

- 産業集積促進、教育・人材育成、生活環 境整備、交流人口拡大等の取組を推進
- 2020年3月に福島ロボットテストフィール ドが全施設開所
- 大学等の「復興知」の活用を強化
- 2020年秋に東日本大震災・原子力災害 伝承館を開所
- ・ 2020年3月に福島水素エネルギー研究フィールドが開所

(2)官民合同チームの取組等

- ・ 被災事業者の事業・生業の再建や農 業の再生、12市町村の取組を支援
- ・12市町村外から移住して創業する者等をコンサルティング支援対象に追加

(3)被災企業等への支援

- 被災地企業の販路開拓や企業立地支援等により雇用創出・産業集積等を推進
- (4)福島フードファンクラブ

(FFF)等の取組

(5)二次医療体制の確保を含 めた取組

 「避難地域等医療復興計画」に基づき、 福島県ふたば医療センター附属病院の 運営・多目的医療用へりの運航等、医 療提供体制の再構築等を推進

(6)ICT活用による地域医療 ネットワークの構築

・ ICTを活用した地域医療ネットワークの 構築や、ネットワークの拡大を推進

(7)地域包括ケアの実現に向け た取組

- 介護施設就労予定者への就職準備金 等の貸与、介護施設・訪問サービスへ の運営支援等を推進
- 介護需要に応じた介護施設の整備及び 介護人材の確保を推進
- ・被災町村の地域包括ケアシステム構築を支援

(8)小中学校再開のための環 境整備等

・子どもたち安心して通うことができる教育環境づくりを推進

(9)魅力ある教育の推進

- ・ ICTの利活用など、魅力ある教育の展 開・情報発信等を推進
- (10)ふたば未来学園での先進 教育の実施
- ・ 2019年4月に併設中学校が開校し、併設 型中高一貫教育を実践

(11)小高産業技術高校での先 端技術教育の実施

・ 福島イノベーション・コースト構想に貢献する人材を育成

(12)産業人材の育成

産学官連携による人材の育成・確保、 田村市復興産業人材育成塾等の取組

<u>(13)幹線道路の整備</u>

・ 2020年代初頭までの完成を目指し、ふく しま復興再生道路を整備

(14)JR常磐線の早期の全線 開通

・ 2019年度末に全線開通

<u>(15)復興拠点等の整備</u>

- ・ 復興拠点等を復興の足がかりとしたま ちづくりを推進
- 特定復興再生拠点の整備を推進

(16)地域公共交通の構築に向 けた取組

・「避難地域公共交通網形成計画」をもと に地域公共交通ネットワークを構築

(17)その他広域連携の取組

地域の共通課題(鳥獣被害対策、物流問題対策、交流・移住の推進等)に対応

(18) 観光振興・交流人口の拡大 ・ホープツーリズム等の取組を推進

(19) 風評・風化対策の強化

- 「風評払拭・リスクコミュニケーション強 化戦略」に基づいて情報発信等
- 「風評・風化対策強化戦略第4版」に基づき 県産品の販路拡大等を継続・強化

(20)文化芸術の振興

・「地域のたから」民俗芸能総合支援事業を実施

(21) 東京2020オリンピック・パ ラリンピック関連事業の推進

野球・ソフトボール競技の開催準備、聖火リレー、都市ボランティア等の関連事業を実施

(22) Jヴィレッジを中核とした取組
・ Jヴィレッジを中核としてスポーツ振興を図るとともに、地域活性化等を推進

東京オリンピック・パラリンピックの開催に際し、福島の復興を世界にアピール

福島の復興・再生は中長期的対応が必要であり、「復興・創生期間」後も継続して、国が前面に立って取り組む。

※福島12市町村将来像提言は、除染、特定廃棄物の処理、中間貯蔵施設の整備、原発事故の収束等の状況も踏まえ、長期的に、かつ、広域の視点で検討が行われたもの。

帰還困難区域の復興・再生

帰還困難区域の復興・再生

①特定復興再生拠点区域復興再生計画

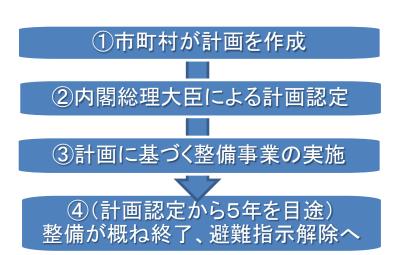


○ 福島復興再生特別措置法の改正(2017年5月)により、将来にわたって居住を制限するとされてきた帰還困難区域内に、避難指示を解除し、居住を可能とする「特定復興再生拠点区域」を定めることが可能となった。

○ 市町村長は、特定復興再生拠点区域の設定及び同区域における環境整備(除染やインフラ等の整備)に関する計画を作成。 同計画を内閣総理大臣が認定し、復興再生に向けて計画を推進。

【特定復興再生拠点区域の例 (双葉町)】





■計画の認定基準

項 目	内容
区域の条件に該当	・除染により放射線量が概ね5年以内に避難指示解除に支障ない基準以下に低減 ・住民の居住や経済活動に適した地形、帰還困難区域の外へのアクセス確保、効率的整備が可能な規模
復興再生への寄与	・計画の目標(例:帰還者数)が住民の帰還意向等を踏まえて適確 ・計画で想定した土地利用の実現可能性が十分に見込まれる
円滑かつ確実な実施	・計画に記載された事業が具体的かつスケジュールが適切

■計画認定の効果

- ◆認定計画に従って除染や廃棄物の処理を国が実施(費用は国の負担)
- ◆帰還困難区域では適用できなかった、道路事業等の国による事業代行や「一団地の復興再生拠点整備制度」等を適用可能



- 6 町村(双葉、大熊、浪江、富岡、飯舘、葛尾)の計画を内閣総理大臣が認定済み。
- 町村、県、国が一体となった**「推進会議」を設置し、計画の具体化を推進**。

認定済みの特定復興再生拠点区域復興再生計画概要

双葉町(2017年9月15日認定)



- ・区域面積:約555ha ・居住人口目標:約2,000人
- ・避難指示解除の目標

2022年春頃まで:特定復興再生拠点区域全域(2020年3月、]R 常磐線双葉駅周辺の一部区域を解除)

大熊町(2017年11月10日認定)



- ・区域面積:約860ha ・居住人口目標:約2,600人
- ・避難指示解除の目標

2022年春頃まで:特定復興再生拠点区域全域

(2020年3月、JR常磐線大野駅周辺等の一部区域を解除)

②特定復興再生拠点区域の整備

復興庁 Reconstruction Agency 新たなステージ 復興・創生へ

浪江町(2017年12月22日認定)



- ・区域面積:約661ha ・居住人口目標:約1,500人
- ・避難指示解除の目標:2023年3月

(ただし、早期に整備が完了した区域から先行する。)

飯舘村(2018年4月20日認定)



- ・区域面積:約186ha ・居住人口目標:約180人
- ・避難指示解除の目標:2023年春

(ただし、早期に整備が完了した区域から先行する。)

富岡町(2018年3月9日認定)



- ・区域面積:約390ha ・居住人口目標:約1,600人
- ・避難指示解除の目標:

2023年春頃まで:特定復興再生拠点区域全域

(2020年3月、JR常磐線夜ノ森駅周辺の一部区域を解除)

葛尾村(2018年5月11日認定)



- ・区域面積:約95ha ・居住人口目標:約80人
- ・避難指示解除の目標:2022年春

(参考)特定復興再生拠点区域の整備状況(2020年4月1日時点)



新たなステージ 復興・創生へ

特定復興再生拠点区域における主な事業の進捗状況	
避難指示解除	○JR常磐線双葉駅周辺の一部区域:2020.3.4解除

双葉町 2017.9.15認定 解体•除染

○復興シンボル軸【県道井手長塚線】等(解体55件、除染約7ha): 2017.12.25着工

○駅東地区等(解体640件、除染約90ha): 2018.2.13着工

○羽鳥地区等(解体200件、除染約120ha): 2019.5.8着工

※駅西地区(約40ha): 先行除染済

施設整備等

解体•除染

施設整備等

解体•除染

解体•除染

施設整備等

○常磐自動車道常磐双葉インターチェンジ:2017.6.17着丁、2020.3.7開通

○双葉駅西側地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設

: 2018.3.30都市計画決定、2018.7.31一部事業認可、2019.10.1着工

○JR常磐線双葉駅: 2018.8.6着丁、2020.3.14開業

大熊町

2017.11.10認定

避難指示解除

OJR常磐線大野駅周辺等の一部区域:2020.3.5解除

○下野上西地区等(解体460件、除染約160ha): 2018.3.9着工 ○駅周辺西地区、国道6号沿線、下野上南地区等(解体300件、除染約140ha): 2019.2.28着工

※下野上周辺地区の一部(約147ha): 先行除染済

○常磐自動車道大熊インターチェンジ:2017.6.17着丁、2019.3.31開通

○津島地区の一部(除染約4ha): 2018.5.30着工、完了 解体•除染

○津島・室原・末森の3地区の一部(解体160件、除染約290ha): 2018.8.6着工

浪江町 2017.12.22認定

富岡町

2018.3.9認定

飯舘村

2018.4.20認定

避難指示解除 ○JR常磐線夜ノ森駅周辺の一部区域:2020.3.10解除

○夜ノ森駅周辺(除染約0.3ha): 2018.7.6着工、完了

○拠点北地区等(解体300件、除染約80ha): 2018.8.10着工 ○拠点南地区等(解体200件、除染約100ha): 2019.8.8着工

※夜ノ森地区の一部(約44ha): 先行除染済

○JR常磐線夜ノ森駅: 2019.4.4着丁、2020.3.14開業

施設整備等

○居住促進ゾーン等(解体20件、除染約30ha): 2018.9.28着工 ○国道東側地区等(解体50件、除染約28ha): 2019.5.10着丁

○環境再生事業:除去土壌再生利用技術等実証事業実施中

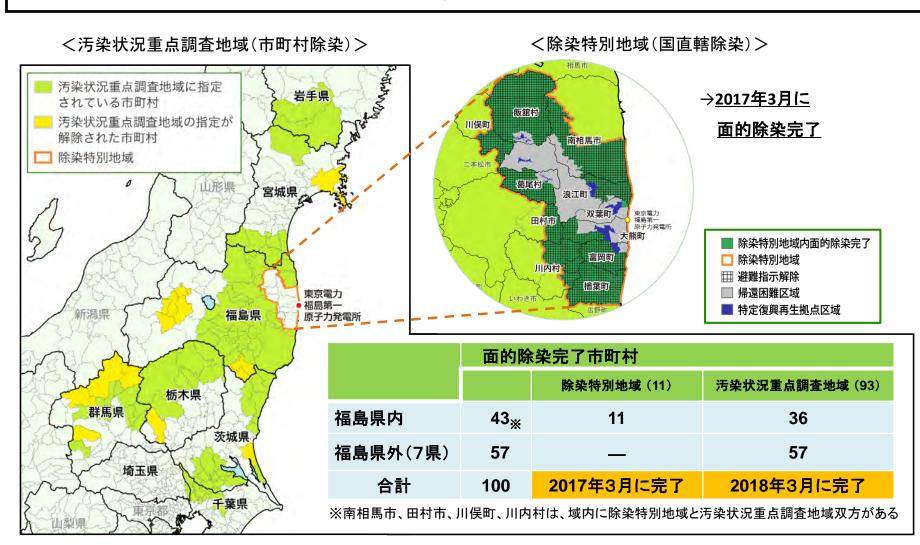
葛尾村 解体•除染 2018.5.11認定

○野行地区(解体33件、除染対象全域):2018.11.20着工

除染の進捗状況及び中間貯蔵施設の整備状況

復興庁

○ 2018年3月19日までに、帰還困難区域を除き、8県100市町村の全てで面的除染が完了。 (帰還困難区域については、特定復興再生拠点区域の整備の中で除染を実施中。)



除染の進捗状況及び中間貯蔵施設の整備 ②中間貯蔵施設について

新たなステージ 復興・創生へ

中間貯蔵施設とは

- 〇福島県内では、除染に伴う放射性物質を含む土壌や廃棄物等が大量に発生
- ○最終処分するまでの間、安全に集中的に管理・保管する施設として中間貯蔵施設の整備が必要

南相馬市 中間貯蔵施設予定地の範囲 浪江町 - 双葉町 東京電力福島第一 原子力発電所 大熊町 富岡町 原子力発電所 楢葉町

中間貯蔵施設の面積等

- ○面積 約1,600ha(大熊町:1,100ha、双葉町:500ha) うち、公有地 約330ha
- 〇福島県内の除去土壌等の輸送対象物量は、約1,400万㎡と推計(2019,10時点)

事業の進捗状況

(用地) 地権者数2.360人(登記記録ベース)契約済み約1.172ha:予定地全体の約75.0%(契約実績1.771件)(2020.6月末時点)

(施設) 受入・分別施設、土壌貯蔵施設:2017年10月に大熊町で、同年12月に双葉町で稼働

(輸送) 輸送開始(2015年3月)から累計で約795万㎡を輸送し、52市町村のうち26市町村からの搬出を完了(2020.7.9時点)

2020年度の中間貯蔵施設事業の方針(環境省・2020年1月16日公表)

- 〇安全を第一に、地域の理解を得ながら、事業を実施する。
- ○2021年度までに、県内に仮置きされている除去土壌等(帰還困難区域を除く)の概ね搬入完了を目指す
- 〇これに向け、身近な場所から仮置場をなくすことを目指しつつ、2020年度は安全を第一に、前年度と同程度の量を輸 送する

産業・生業の再生、新たな産業基盤の構築に向けた取組

産業・生業の再生、新たな産業基盤の構築に向けた取組

①福島イノベーション・コースト構想



- ① 平成26(2014)年6月、浜通り地域等に新たな産業基盤の構築を目指す「福島イノベーション・コースト 構想」を取りまとめ(福島・国際研究産業都市(イノベーション・コースト)構想研究会)。
- ② 平成29(2017)年5月、福島復興再生特別措置法を改正し、構想を法律に位置付け。同年7月に「福島イノベーション・コースト構想関係閣僚会議」を、11月には「原子力災害からの福島復興再生協議会」の下に設置された「福島イノベーション・コースト構想推進」分科会を立ち上げ、推進体制を抜本強化。
- ③ 令和元(2019)年12月、復興庁、経産省、福島県が「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした<u>産</u>業発展の青写真」を取りまとめ。これを受け、福島特措法に基づく<u>重点推進計画</u>を変更(令和2(2020)年5月総理大臣認定)。主な変更の内容は下記のとおり。
 - ・計画の期間を令和7年度末までと**5年間延長。・**重点分野に医療関連、航空宇宙の 2 分野を追加。
 - ・自立的・持続的な産業発展のため、3つの柱に施策を整理。

3つの柱を軸に自立的・持続的な産業発展へ

①「あらゆるチャレンジが可能な地域」

- ・新たな企業・人材や研究・実証の呼込み
- ・交流人口の拡大
- ・地域の産業基盤・生活環境の整備等

②「地域の企業が主役」

- ・地元企業の技術力向上と構想への参画拡大
- ・県内他地域との連携強化

③ 「構想を支える人材育成」

- ・地域における若者の教育環境の充実
- ・構想を支える人材の確保

- ・地域に根付く教育研究機能の集積
- ·国際教育研究拠点

6つの重点分野を中心に、拠点整備、研究開発、企業誘致等の産業集積に向けた取組を推進

廃炉



エネルギー・環境 __・リサイクル



農林水産

医療関連

航空宇宙

福島イノベーション・コースト構想 関連プロジェクト

新地町

相馬市

南相馬市

浪江町

川内村

いわき市

351

4

双葉町

大熊町 3

富岡町

楢葉町

広野町

飯舘村

田村市

4

2 ロボット・ドローン 福島ロボットテストフィールド (南相馬市原町区、浪江町) 2018年度 通信塔、試験用プラント開所 2019年4月 南相馬滑走路、ヘリポート開所 9月 研究棟開所 2020年3月 全面開所 川俣町 福島ロボットテストフィールド 研究棟 日本郵便による実証実験 南相馬滑走路 4 農林水産 ②浜地域研究所(相馬市) ❸環境制御型施設園芸の導入推進 (大熊町、南相馬市、川内村、いわき市等) いわき市の いちご栽培 ④花き等の新たな生産振興 (葛尾村、川俣町、浪江町 等) 葛尾村の 川俣町の 胡蝶蘭栽培 アンスリウム栽培 トルコギキョウ栽培 ⑤水産海洋研究センター(いわき市) ⑥水産資源研究所(相馬市)

⑤2019年 7月全面供用開始 ⑥2019年 2月全面供用開始

1 廃炉

●楢葉遠隔技術開発センター(楢葉町) JAEA関連施設

2 廃炉国際共同研究センター国際共同研究棟(富岡町) ❸大熊分析・研究センター (大熊町)





楢葉遠隔技術開発センター 廃炉国際共同研究センター



大熊分析・研究センター 施設管理棟

2020年3月現在



G環境放射線センター (南相馬市原町区)

国際共同研究棟

2018年10月廃炉事業に必要な技術者養成の拠点として、東 京電力福島第一原子力発電所協力企業棟内に設置

3 エネルギー・環境リサイクル

●福島水素エネルギー研究フィールド(FH2R) (浪江町)

2019年10月 試運転開始



福島水素エネルギー研究フィールド(FH2R) ※東芝エネルギーシステムズ(株)資料

❸スマートコミュニティの構築 (新地町、相馬市、浪江町、楢葉町、葛尾村)

2018年 4月 浪江町構築事業開始 2018年11月 新地町構築完了 2018年12月 葛尾村構築事業開始 2019年 7月 楢葉町構築事業開始

②再生可能エネルギー導入促進 (風力発電、太陽光発電等)



万葉の里風力発電所(南相馬市)

◆石炭ガス化複合発電(IGCC)プロジェクト

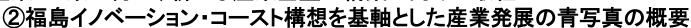


東京電力/福島IGCCプロジェクト

● 廃炉 ● ロボット ●エネルギー ●農林水産

2019年11月25日(月)第3回福島イノベーション・コースト構想推進分科会資料3より修正

産業・生業の再生、新たな産業基盤の構築に向けた取組





新たなステージ 復興・創生

○復興・創生期間後も見据えた、中長期的かつ広域的な観点から浜通り地域等が目指す自立的・持続的な産業発展の姿と、その実現に向け国、県、市町村、関係機関が進める取組の方向性を示す、「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真」を2019年12月に取りまとめ。

く浜通り地域等の目指すべき姿> 自立的・持続的な産業発展

地元企業の 経営力・技術力向上 新たな事業展開



新たな企業・人材や 研究・実証の呼び込み 交流人口の拡大

3つの柱を軸に、先導的な地域となることを目指す

①「あらゆるチャレンジが可能な地域」

②「地域の企業が主役」

③「構想を支える人材育成」

4つの重点分野に、新たに医療関連と航空宇宙を追加

廃炉

ロボット・ドローン

エネルギー・環境 ・リサイクル

農林水産

+

医療関連

航空宇宙

福島浜通り地域の国際教育研究拠点(経緯等)

経緯等

- 〇福島・国際研究産業都市(イノベーション・コースト)構想研究会 報告書(平成26年6月23日)
 - ・研究会は、赤羽元原子力災害現地対策本部長を座長とし、地元を含む産学官の有識者で構成。
 - ・これまで、廃炉、ロボット、エネルギー、農林水産業等を重点分野と位置付け、拠点整備を含めた主要プロジェクトの具体化、産業集積に向けた取組等が順次進められている。
- 〇「福島浜通り地域の国際教育研究拠点に関する有識者会議」設置(令和元年7月29日) 国際教育研究拠点整備・人材育成のあり方について検討するため復興大臣のもとに設置
- 〇与党 東日本大震災 復興加速化のための第8次提言(令和元年8月5日)(抜粋) 重点分野を中心に国内外の人材が結集する国際教育研究拠点を創出すること等による地域外からの企業、人材、技

電点分野を中心に国内外の人材が福集する国際教育研究拠点を削出すること等による地域外が500年業、人材、 術などの呼込み、地域経済への波及の最大化、中長期的な視点で構想の推進を担う人材育成等の支援の推進

○復興・創生期間後の復興の基本方針(令和元年12月20日) (抜粋)

有識者会議が検討を進めている国内外の人材が結集する国主導の国際教育研究拠点の構築について、令和2年夏頃を目途に最終取りまとめを行うとともに、政府においては、復興庁が中心となって、関係省庁と連携し、関係地方公共団体等の意見を聞きつつ、国際教育研究拠点に関する検討を行い、令和2年内を目途に成案を得る。

- ○国際教育研究拠点に関する最終とりまとめ-福島浜通り地域の復興・創生を目指して-(令和2年6月8日・有識者会議) 国際教育研究拠点の目的、機能、研究分野、組織形態、産学官連携・人材育成等の仕組み、必要な生活環境・まちづくり、今後の工程などについて、具体的な提言を行ったもの。
- 〇政府成案(令和2年内を目途)

有識者会議

【座長】坂根正弘 (コマツ顧問)

【委員】上山隆大(総合科学技術・イノベーション会議委員) 斎藤保(福島イノベーション・コースト構想推進機構理事長) 関谷直也(東大大学院情報学環総合防災情報研究センター准教授) 中岩勝(産業技術総合研究所福島再生可能エネルギー研究所所長) 米良はるか(READYFOR株式会社代表取締役CEO)

山名元 (原子力損害賠償・廃炉等支援機構理事長)

神田玲子(放医研・放射線防護情報統合センター長) 生源寺眞一(福島大学食農学類長) 田所諭(東北大大学院情報科学研究科教授) 永田恭介(筑波大学長) 山崎直子(元JAXA宇宙飛行士)

【オブザーバー】文部科学省、農林水産省、経済産業省、環境省、福島県

福島浜通り地域の国際教育研究拠点に関する有識者会議 最終とりまとめ

関連発展産業(例)

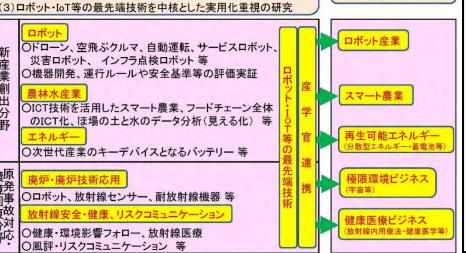
拠点の目的

- 1. 原子力災害に見舞われた**浜通り地域の復興・創生** (日本における**究極の地方創生モデル**を目指す)
- 2. 分野横断的な研究・産学官連携による新産業創出
- 3. 持続性のある人材育成
- 4. 福島復興研究の集積及び世界への情報発信

拠点の研究テーマ

原子力災害に起因し、福島浜通り地域にとって必須のテーマ

- (1)原子力災害、東日本大震災からの復興創生に資する研究
- (2) 浜通り地域の厳しい状況を発展的に活用する研究
- (3)ロボット・IoT等の最先端技術を中核とした実用化重視の研究



拠点の概要

(座長:坂根 正弘 氏(コマツ顧問))

1. 組織形態等

- ・原子力災害復興を目的とし、多様な研究産業分野を 対象とした総合性のある**国立研究開発法人**とすること が望ましい。
- ・復興庁が主導して、関係省庁と連携し、予算・人員体 制の確保に取り組む。
- ※適切な組織形態等について、政府において今後更に議論

2. 人材育成

- ・福島大・東北大が、浜通りへの一部移転に意欲
- •連携大学院制度の活用
- ・地元の小中高校生も参画するシームレスな人材育成

3. 人員規模のイメージ

- ・5研究分野で600人規模の研究者等
- ・産学官連携による関連雇用創出として、5,000人規模

4. 立地地域

生活環境、交通アクセス、地元自治体の意向等を踏ま え、避難指示が出ていた地域を基本として決定

5. 工程

・前期5か年(2021-2025年)の半ば(**2023年春)に一部** 開所、2024年に本格開所を目指す

今後、政府においては、復興庁が中心となって、文部科学省、農林水産省、経済産業省、環境省等の関係省庁と連 携し、関係地方公共団体や産業界、教育・研究機関等の意見を聞きつつ、国際教育研究拠点と既存拠点等との連携・ 役割分担のあり方や、生活環境・まちづくりも含めて国際教育研究拠点に関する検討を行い、年内を目途に成案を得る。

(脚注) 政府における検討に際しては、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う国の社会的責任や行政のスリム化・効率化を 推進する視点を踏まえるものとする。

産業・生業の再生、新たな産業基盤の構築に向けた取組

④福島相双復興官民合同チーム



新たなステージ 復興・創生へ

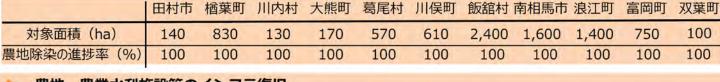
- 原子力災害による<u>被災事業者の自立支援</u>を目的に、2015年8月24日、国・県・民間からなる「<u>福島相双</u> 復興官民合同チーム」を創設。
- チーム員は総勢283人(このうち国の職員は52人。2020年6月1日時点)。県内(福島市、いわき市、南相馬市、富岡町、浪江町)及び都内の計6拠点に常駐。
- これまでに約5,400の商工業者及び約2,000の農業者を個別訪問する(2020年6月1日時点)など、 個々の事情に応じたきめ細かな支援を実施。専門家によるコンサルティングや、国の支援策等を通じ、事業 再開や自立を支援。



- 避難されている住民の方々が帰還後速やかに営農再開できるように、除染の進捗状況にあわせた 農業関連インフラの復旧、除染後の農地等の保全管理から作付実証、農業用機械・施設等の導入支 援等の新たな農業への転換まで、一連の取組を切れ目なく支援。
- さらに、営農再開を強力に推進する先端技術の開発・実証を支援。

農地除染

(帰還困難区域以外は完了)



営農再開に向けた

条件整備

営農再開

農地、農業水利施設等のインフラ復旧

- 農地、農業水利施設等の災害復旧に対して支援、技術者の派遣
- 除染後農地等の保全管理 ※
 - 除染後から営農再開まで、農地、畦畔等における除草等の保全 管理に対して支援
- ♦ 鳥獣被害防止対策-※
 - 一斉捕獲活動や侵入防止柵等の設置に対して支援
- ◆ 営農再開に向けた作付実証 ※
 - 農産物が基準値を下回っていることを確認するための作付実証に対して支援
- ♦ 管理耕作-※
 - 避難等により営農再開が見込めない農地の受託組織等による管理耕作(営農再開としてカウント)に対して支援
- 放射性物質の吸収抑制対策-※
 - カリ質肥料の施用の実施を支援
- 農業用機械・施設等の導入支援
 - 市町村のリース方式による農家負担無しの農業用機械・施設の導入を支援(被災地域農業復興総合支援事業)
 - 営農再開する農家に対して、農業用機械・施設の導入等を支援(原子力被災12市町村農業者支援事業)

新たな農業への転換

- 経営の大規模化や施設園芸への転換等、新たな農業への転換を支援

森林内のモニタリング

樹木の葉・枝・幹から土壌まで階層ごとに放射性物質の分布状況等を調査、解析。

調査結果

- ・森林内の放射性セシウムの約9割以上が土壌表層に分布
- ・樹木に残る放射性セシウムも多くは樹皮に分布



落葉層と土壌の採取



樹皮試料の採取

森林施業による影響の検証と対策の実証

植栽や間伐などによる空間線量率の変化等の影響を検証。 また、林業従事者の被ばく対策等を実証。

検証・実証結果

- ・間伐による空間線量率の変化は少ない
- ・林業機械のキャビン内は屋外と比較し、空間線量率が2~3割程度低い



キャビン付き林業機械による間伐



(木材運搬車両)

被ばく低減効果のある林業機械の例

林業再生対策

汚染状況重点調査地域等内で森林の概況調査、間伐等の森 林整備、放射性物質の移動抑制対策などを実施。



森林の概況調査



筋工による放射性物質の移動抑制対策

安全な木材製品の供給

木材・木材製品の放射性物質調査や安全証明体制の構築及 び風評被害防止のための普及啓発を支援。



木材・木材製品の検査体制を整備



選木機用測定装置

産業・生業の再生、新たな産業基盤の構築に向けた取組

⑦里山再生事業について

復興厅

新たなステージ 復興・創生へ

○2016年3月に復興庁・農水省・環境省で取りまとめた「福島の森林・林業の再生に向けた総合的な取組」に基づき、日常的に人が立ち入る里山の再生に向けた取組として「里山再生モデル事業」を実施。

○2020年1月にモデル事業の中間とりまとめを行い、2020年度以降も「里山再生事業」として里山の再生に向けた取組を実施することとした。里山再生事業の詳細は、以下のとおり。

目的

住民の安全・安心の確保に資する取組を当該里山の様態に合わせ組み合わせて実施することで、<u>住民が安心し</u>て利用できるような環境づくりを推進。

対象

対象となる里山

住民が身近に利用してきた住居周辺の里山 (森林公園・遊歩道・キャンプ場等)



例:キャンプ場



例:遊歩道

対象地域

避難指示区域及び汚染 状況重点調査地域(解除 済み含む)のある福島県 内の市町村



事業内容

以下の3つの構成事業のうち、市町村の要望に応じ、 2又は3事業を組み合わせて実施する。

徐 染

○ 人が日常的に立ち入る場所で、 堆積物除去や残渣除去等の除染 を実施。



例:残渣除去の様子

森林整備

○ 間伐などの森林整備と丸太筋 エの設置等の放射性物質対策を 実施



例:丸太筋工

線量測定

○ 住民の利用形態を想定した遊 歩道等の空間線量率の測定や個 人被ばく線量の測定等を実施



例:歩行サーベイ

その他

○ 個々の事業地の実施期間は、概ね3年間とする。

- 2012年6月下旬から、放射性物質の値が低い魚種の試験操業·販売を実施。その後、順次、漁業種類·対象種·海域を拡大し、すべての魚種で試験操業を実施(2020年2月25日現在)。
- 引き続き、協議会等における検討に参画し、漁業再開に向けた試験操業の取組を支援するとともに、 放射性物質の汚染源や、水生生物に取り込まれる経路の解明等を実施。

試験操業の決定の経緯

- ・福島県によるモニタリング検査で、放射性セシウムの値が基準値(50Bq/kg:自主基準値(国の基準値:100Bq/kg))以下の状態が一定期間続いていることを確認した上で、福島県地域漁業復興協議会及び福島県下漁業協同組合長会で協議し、試験操業の漁業種類、対象種・海域を決定
- ・平成24年6月から、底びき網漁船による3種に絞った試験操業・販売を開始(相馬双葉地区)
- ・平成25年10月から、底びき網漁業による試験操業を開始(いわき地区)
- ・平成29年3月から、東京電力福島第一原子力発電所から半径10km~20kmの水域での試験操業を開始
- ・平成29年3月から、順次、各魚市場で入札による出荷を実施。漁獲された水産物は、福島県内に加え、 仙台、東京等の市場に出荷

試験操業の漁業種類

底びき網漁業 キアンコウ、ヒラメ、マア 沿岸かご漁業 ヒメエゾボラ、ヒラツメガ ナゴ、マコガレイ、マダラ、 ニ、マダコ、ミズダコ等

養殖業

ミズダコ等

はもかご漁業、どう漁業マアナゴ

刺網漁業 ガザミ、シロザケ、ヒラメ、

マガレイ等

はえ縄漁業アイナメ、スズキ、ヒラメ、

マダラ等

流し網漁業サワラ、ブリ、マサバ等

釣り漁業 アイナメ、クロソイ、シロ

船びき網漁業イシカワシラウオ、コウナ

メバル、ヒラメ等

ゴ、サヨリ等

潜水漁業 アワビ、キタムラサキウニ

沖合たこかご漁業 シライトマキバイ、ミズダ

見桁網漁業 ホッキガイ、コタマガイ

コ、ヤナギダコ等

アサリ、アオノリ

風評被害対策

風評被害対策

対

現の工夫

メディアミックスの活用等

①「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」



新たなステージ 復興・創生

- 福島においては、科学的根拠に基づかない風評やいわれのない偏見・差別が今なお残っている。
- 復興大臣の下、関係府省庁からなる「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース(以下、タスクフォース)」を開催(2013年3月~)。
- 2017年12月開催のタスクフォースにおいて、より具体的な情報発信を進めていくための政府全体の方針として、「風評払 拭・リスクコミュニケーション強化戦略」を決定・公表。
- この戦略の下、「**知ってもらう」、「食べてもらう」、「来てもらう」**の3つの視点から、関係府省庁において**工夫を凝らした情 報発信**を実施するとともに、タスクフォースにおいて継続的にフォローアップする。

風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略

「知ってもらう」、「食べてもらう」、「来てもらう」の3つの視点から「伝えるべき対象」、「伝えるべき内容」、 「発信の工夫」等についてシンプルかつ重要な順に明示。

			·
	I 知ってもらう	Ⅱ 食べてもらう	Ⅲ 来てもらう
ţ	①児童生徒及び教育関係者 ②妊産婦並びに乳幼児等の保護者 ③広〈国民一般	①小売・流通事業者 ②消費者 ③在京大使館、外国の要人及びプレ ス ④在留外国人及び海外からの観光客	①教師、PTA関係者、旅行業者 ②海外からの観光客、外国プレス及 び在留外国人 ③県外からの観光客
3	①放射線の基本的事項及び健康影響 ②食品及び飲料水の安全性 ③復興が進展している被災地の姿 等	①福島県産品の「魅力」や「美味しさ」 ②食品及び飲料水の安全を守る仕組 みと放射性物質の基準 ③生産段階での管理体制 等	①福島県の旅行先としての「魅力」 ②福島県における空間線量率や食品 等の安全 ③教育旅行への支援策 等
発	● 受信者目線で印象に残るような表	● 安全性も理解してもらえる工夫	●「ホープツーリズム」に関する発信

た情報発信 等

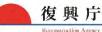
■ 国際比較による福島県を相対化し● 草の根からの発信等

風評被害対策

②強化戦略に基づく主な取組と今後の取組の方向性

● CSテレビ番組「福島スタートラ

● 海外向けテレビ番組「マイホー



新たなステージ 復興・創生へ

I 知ってもらう

(1)効果的な情報発信

インターネット、テレビ、ラジオ、SNS等さまざまなメディアの活用 により効果的な情報発信を実施

- WEBサイト
- 「タブレット先生の福島の今」 ◆クイズ
- ◆マンガ
- ◆現地レポート
- ◆各種パンフレット
- SNS



WEBサイト

福島ツアー」





(2)「放射線副読本」の普及

全国の小・中・高等学校等に配布。放射線に 関する教職員セミナーや出前授業の実施等を 通じて活用を促進。フォローアップ調査を行い、 R2年3月に結果を公表



(3)被災地の不安払拭に向けた取組

放射線相談員等と専門家やその他支援機関との連携強化に 向け、放射線相談員や自治体・県・国が参画する「相談員合 同ワークショップ |を開催 (2017.12から5回開催)

Ⅱ 食べてもらう

(1)食品及び飲料水の安全を守る仕組みと放射性物質の基準

TVCM

イント

世界で最も厳しい水準である基準のもと、検査により基準値を超えたものについては、市場 に流通しないよう措置

ムタウン、福島し

→ 例えば、福島産米については2015年産以降すべて基準値以内

(2)福島県産品の利用・販売促進等

福島県産農産物等流通実態調査結果に基づき、小売業者、卸売業者、生産者団体へ の指導、助言等に関する通知を発出(2020.4)

(3)輸入規制の緩和・撤廃に向けた働きかけ

- 首脳・閣僚等ハイレベル、在外公館等からの申し入れ
- 「復興五輪」海外発信プロジェクト(在京大使館への情報発信)
- 海外メディアによる被災地取材
- → 輸入規制措置を講じた54か国・地域のうち、計34か国・地域が規制を撤廃、18

か国・地域が規制を緩和

皿 来てもらう

(1)海外からの旅行者の回復に向けた施策

東北を対象とした集中的な訪日プロモーションを実施(海外の著名人等を招請し、 グローバルメディアやSNS等で東北の魅力を発信等)

→ 震災前と比較して、福島県の外国人延べ宿泊者数は、6割増加 (ただし、東北6県では2倍以上増加)

(2)福島県への教育旅行の回復に向けた施策

- 小・中及び高等学校のPTA関係者が集まる全国大会に復興大臣等が参加し、 福島県の教育旅行回復や正しい放射線知識の理解促進に向けた情報発信を 実施(2017.8~)
- 復興庁、観光庁からの協力依頼を受け、文部科学省から全国の教育委員会 教育長、知事に対して、福島県への修学旅行等の実施に関する通知を発出 (2019.3)
- → 震災前と比較して、福島県への教育旅行を行う学校数は9割まで回復、 延べ宿泊者数は7割まで回復

く今後の方向性>強化戦略に基づくフォローアップ

O2019年4月12日に開催したタスクフォースにおいて、以下の取組を復興大臣から各府省庁に指示。

指示事項1. G20をはじめとした国際会議等のあらゆる機会を捉えた国外への積極的な情報発信 指示事項2. 本年度施策の着実な実施と、施策の効果を踏まえた効果的な取組の来年度予算要求

〇同年11月1日に開催したタスクフォースにおいて、国内外への取組がより効果的となるよう検討し、強力に推進すること等について復興大臣から各府 省庁に指示。復興庁の当面の重点的取組として、「風評払拭イニシアティブ for 2020」をとりまとめ →海外に向けた情報発信を強化

福島復興関連法制度・予算

「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針(概要)

○ これまでに実施された復興施策の総括を行い、東日本大震災復興基本法第3条に基づき、復興・創生 期間後(令和3年度以降)における各分野の取組、復興を支える仕組み、組織等の方針を定める。

I. 復興施策の総括

- 「前例のない手厚い支援」により、復興は大きく前進
- 地震・津波被災地域:復興の「総仕上げ」の段階

原子力災害被災地域「復興・再生」に向けた本格的な動き

(4)福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積

(成果) 廃炉・ロボット・エネルギー等の各拠点の整備 (**課題**) 「産業発展の青写真」を踏まえた産業集積

国内外の人材が結集する国際教育研究拠点の構築

(5) 事業者・農林漁業者の再建

(課題) 事業再開、営農再開、放射性物質対策と一体となった森林 整備、特用林産物の産地再生、水産業の水揚げ・販路回復

(6)風評払拭・リスクコミュニケーションの推進

(課題) 国内外の風評被害対策、輸入規制の撤廃・緩和

5.「新しい東北」の創造と多様な主体との連携 (成果) 地域課題の解決等につながる事例の創出

6. 復興の姿の発信、震災の記憶と教訓の後世への継承 (成果)ラグビーWC2019や2020東京オリパラ大会に向けた情報発信

復興を支える仕組み

1. 復旧・復興事業の規模と財源

(成果)前例のない手厚い財政支援により、復興加速化に貢献

2. 法制度

(成果) 復興特区法と福島特措法による特例等が復興に貢献

3. 自治体支援

(成果) 財政支援(震災復興特交等)や人材確保(職員派遣等)が事業に寄与 (課題(1~3共通)) 復興·創生期間後の仕組みのあり方を検討

各分野の取組(主なもの)

1. 被災者支援(健康・生活支援)

(**成果**) 避難者数の減(約47万人→約4.9万人)

地震・津波被災地域では、期間内の仮設生活解消を目指す (課題) 期間終盤に再建される地区のコミュニティ形成、見守り等 避難生活の長期化等を踏まえた支援、子ども等への支援

2. 住まいとまちの復興

(成果) 災害公営住宅約3.0万戸・高台移転約1.8万戸が完成見込み 発展基盤となる復興道路・復興支援道路、鉄道、港湾等を整備

(課題) 台風第19号等の影響も踏まえ、期間内の一日も早い事業の完了

3. 産業・生業の再生

(成果) 三県の製造品出荷額等は概ね回復、外国人延べ宿泊者数は堅調 (課題) 沿岸部で回復の状況に幅、水産加工業の売上げ回復

4. 原子力災害からの復興・再生

(1)事故収束(廃炉・汚染水対策)

(課題) 安全確保を最優先に着実に作業を継続、正確な情報発信

(2)放射性物質の除去等

(課題) 仮置場の管理・原状回復、中間貯蔵施設の整備・輸送、 最終処分に向けた減容・再生利用等、特定廃棄物等の処理

(3) 避難指示の解除と帰還に向けた取組の拡充等

(成果) 帰環困難区域を除くほとんどの地域で避難指示を解除 福島県の避難者数の減(約16.5万人→約4.2万人) (課題) 帰環・移住の促進、帰環困難区域への対応、避難者支援

組織

(成果) 政府一体となった体制を実現し、復興を推進 (課題)後継組織の具体化、復興局の設置場所の検討

令和元年12月20日

決

定

議

Ⅱ. 復興・創生期間後の基本方針

1. 基本姿勢及び各分野の取組

地震-津波被災地域

復興・創生期間後5年間において、国と被災地方公共 団体が協力して残された事業に全力を挙げて取り組む ことにより、**復興事業がその役割を全うすることを目指す。**

▶ ハード事業

・ハード事業は、期間内の完了を目指すが、未完了となる一部の事業は、期間内計上の予算の範囲内で支援を継続 ただし、災害復旧事業は支援を継続

▶心のケア等の被災者支援

- ・ コミュニティ形成、心身のケア、「心の復興」、見守り・生活相談、遺児・孤児支援等について、事業の進捗に応じた支援を継続
- ・ 個別の事情を丁寧に把握し、5年以内に終了しないものについては、事業の進捗に応じた支援のあり方を検討し、適切に対応

≻被災した子どもに対する支援

- 特別な教員加配、スクールカウンセラー等の配置、就学支援について、支援の必要な子どもの状况等、事業の進捗に応じた支援を継続
- ・ 個別の事情を丁寧に把握し、5年以内に終了しないものについて は、事業の進捗に応じた支援のあり方を検討し、適切に対応

> 住まいとまちの復興

- 応急仮設住宅の撤去、被災者生活再建支援金の継続
- ・災害公営住宅の家賃低廉化事業等は引き続き支援。その際、管理開始時期が異なる自治体間の公平性等踏まえ、適切に支援水準を見直し

▶ 産業•生業

- ・ 対象地域を重点化した上で、中小企業等グループの再建支援の 継続、企業立地補助金の申請・運用期限を延長
- ・漁業の水揚げ回復、水産加工業の販路回復・開拓等の支援を継続

>地方単独事業等

・人材確保対策、法律に基づく減収補てん等について支援を継続

▶原子力災害に起因する事業

・ 風評被害対策等(モニタリング検査等)について、支援を継続

原子力災害被災地域

中長期的な対応が必要であり、引き続き国が前面に立って取り組む。当面10年間、本格的な復興・再生に向けた取組を行う。なお、5年目に事業全体のあり方を見直し。

▶事故収束(廃炉•汚染水対策)

・廃炉・汚染水対策について安全かつ着実に実施

> 環境再生に向けた取組

- ・ 仮置場の管理・原状回復、中間貯蔵施設への搬入・維持管理
- ・最終処分に向けた減容・再生利用等、特定廃棄物等の処理

▶ 帰還・移住等の促進・生活再建等

- ・帰環環境の整備、移住促進 ・被災者支援の継続
- ・医療・介護保険等の保険料・窓口負担の適切な見直し
- 特定復興再生拠点区域の帰還環境整備
- ・帰還困難区域について、今後の政策の方向性を検討

▶ 福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積等

- ・浜通り地域等の産業発展に向け、重点分野を中心に取組を推進
- ・国際教育研究拠点の構築について、令和2年夏頃を目途に 有識者会議の最終とりまとめ、同年内を目途に政府の成案

▶事業者・農林漁業者の再建

事業再開支援、営農再開の促進・農地の大区画化、放射性物質を含む土壌の流出防止のための森林整備等の実施、原木林や特用林産物の産地再生、漁業の本格操業・水産加工業の支援

▶風評払拭・リスクコミュニケーションの推進

- ・情報発信、輸入規制撤廃に向けた働きかけ
- ・農林水産物の販路回復・開拓、福島の観光振興

▶地方単独事業等

・人材確保対策、法律に基づく減収補てん等について支援を継続

2. 復興を支える仕組み

(1)財源等

- ▶ 当面5年間の事業規模を整理し、所要の財源を手当てすることで、必要な復旧・復興事業を確実に実施
- ▶ 事業規模 : (これまでの10年間) 31兆円台前半 + (今後5年間)1兆円台半ば = 32兆円台後半
- ▶ 財源 : (これまでの10年間) 32兆円程度 + 税収増の実績等 = 32兆円台後半
 - ⇒ 事業規模と財源はおおむね見合うものと見込まれる(令和2年夏頃を目途に「復興財源フレーム」を示す)
- ▶ 東日本大震災復興特別会計の継続
 ► 震災復興特別交付税制度の継続

(2)法制度

[復興特区法]

- 規制の特例、復興整備計画、金融の特例について、 対象地域を重点化した上で、必要な支援を継続
- 復興特区税制について、対象地域を重点化した上で、 適用期限の延長等の検討
- > 復興交付金は廃止

[福島特措法]

- ▶ 移住の促進や交流・関係人口の拡大等の新たな活力を呼び込む施策の強化等の必要な見直し
- ▶ 外部参入も含む**農地の利用集積や六次産業化施設**の整備促進による営農再開の加速化
- ➤ 福島イノベーション・コースト構想や風評被害等の 課題に対応した税制措置等の検討

(3)自治体支援

- ▶ 復興の進捗状況を踏まえながら、必要な人材確保対策に係る支援を継続
- ▶ 引き続き実施される復旧・復興事業について、震災復興特別交付税による支援を継続

3. 組織

司令塔として縦害りを排し、政治の責任とリーダーシップの下で復興を成し遂げるため、被災地の強い要望も踏まえ、現行体制を維持

- 内閣直属の組織体制・ 内閣総理大臣を主任の大臣とするとともに、復興大臣を設置
- ・ 復興事業予算の一括要求・地方公共団体からの要望等へのワンストップ対応などの総合調整機能
- ▶ 復興庁の設置期間を10年間延長(令和3年度~令和12年度)、令和7年度に組織のあり方を検討
- ▶ これまで蓄積した復興に係るノウハウを関係行政機関等と共有し、活用する機能を追加
- ▶ 岩手復興局及び宮城復興局の位置については、それぞれ沿岸域に変更(盛岡市と仙台市は支所に変更)
 - → 具体の位置は、復興の進捗状況や被災地方公共団体の意見等を踏まえ決定
 - 福島復興局は、引き続き福島市に設置(富岡町と浪江町の支所を維持)
- ⇒ 次期通常国会に所要の法案の提出を図る

福島復興再生特別措置法の概要

公布:2012年3月31日

改正: 2013年5月10日、2015年5月7日、2017年5月19日、2020年6月12日

復興庁

新たかフテージ 復開・創生

原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた福島の復興・再生について、その置かれた特殊な諸事情とこれまで原子力政策を推進してきたことに伴う国の社会的な責任を踏まえ推進。

福島復興再生基本方針

原子力災害からの福島の復興及び再生に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な方針(閣議決定)

即して作成

福島復興再生計画

原子力災害からの福島の復興及び再生を推進するための計画(県知事が作成・内閣総理大臣が認定)

避難指示の対象となった区域の復興・再生

住民の生活環境の整備等

- ①県等が管理する道路等の工事を国が代行
- ②公共施設の清掃等を国が実施
- ③事業の開始・再開を支援するための課税の特例を措置
- ④(特定復興再生拠点区域のみ)国の負担で除染等を実施 等
- ※特定復興再生拠点区域における事業については、特定復興再生拠点区域 復興再生計画(市町村長が作成・内閣総理大臣が認定)に基づいて実施

営農再開の加速化

農地の利用集積・6次産業化施設の整備促進等

住民の帰還及び移住等の促進

- ①帰還・移住等環境整備交付金によるインフラ整備、移住・定住 の促進、交流人口・関係人口の拡大に資する施策等の実施
- ②一団地の復興再生拠点整備制度の活用 等

その他

生活拠点形成交付金による公営住宅の建設等の実施、(公社)福島 相双復興推進機構への国の職員の派遣、帰還・移住等環境整備推 進法人の指定、情報通信機器の活用等による必要な医療の確保 等

福島県全域の復興・再生

産業の復興及び再生

- ・地域ブランド(商標、品種)の登録料等の減免
- 風評払拭への対応(農林水産物等の販売の実態調査、海外の風 評払拭や輸入規制の撤廃に向けた働きかけ等)
- 風評対策に係る課税の特例 等

新たな産業の創出等の重点的な推進

- ・再生可能エネルギー、医薬品、医療機器、廃炉等、ロボット 及び農林水産業に関する研究開発拠点の整備等を推進
- 特に「福島国際研究産業都市区域」において、以下を措置
- ①ロボット製品開発に係る国有試験研究施設の低廉使用
- ②福島イノベーション・コースト構想の推進に係る課税の特例
- ③(公財) 福島イノベーション・コースト構想が推進に帰る味机の特別
 - 職員の派遣
- ④ドローン等の実証実験に取り組む事業者に対する法令手続に ついての相談・援助 等

その他

健康管理調査の実施、いじめ防止対策の実施、原子力災害からの 福島復興再生協議会、特定事項の調査・検討を行う分科会の設置 等

復興庁設置法等の一部を改正する法律[令和2年6月12日 公布] 概要(福島復興再生特別措置法の一部改正関係)



背景•必要性

● 帰還環境整備などが進む中、復興・創生期間後も、復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題や 多様なニーズにきめ細かく対応しつつ、本格的な復興・再生に向けた取組を加速することが必要。

改正案の概要

- 1. 避難指示・解除区域の復興・再生の推進
- (1) 帰還促進に加え移住等を促進

帰還環境整備のための交付金の対象に新たな 住民の移住・定住の促進や交流・関係人口の 拡大に資する施策を追加

- (2) 営農再開の加速化
 - ① <u>農地の利用集積の促進(担い手の呼び込み)</u> 福島県が計画を作成・公示し、所有者不明

農地も含めて一体的に権利設定できる仕組み を導入

② 6次産業化施設の整備の促進

農地に6次産業化施設を整備する場合、①の 計画に記載することで、農地転用等の特例を 適用

③ 市町村と農業委員会の同意により、農業委員会の事務を市町村が実施できる特例を創設

- 2. 福島イノベーション・コースト構想の推進を軸とした産業集積の促進
- ① <u>福島イノベーション・コースト構想の推進</u>に係る 課税の特例を規定
- ② (公財) 福島イノベーション・コースト構想 推進機構への国職員の派遣に関する制度整備
- ③ ドローン等の実証実験に取り組む事業者に対する法令手続についての相談・援助
- 3. 風評被害への対応
- ① 風評対策に係る課税の特例を規定
- ② 海外における風評対策や輸入規制の撤廃・ 緩和に向けた働きかけの推進

4. 計画制度の見直し

福島県知事が地域の実情を踏まえて福島復興 再生計画(3系統に分かれる現行計画を統合) を作成し、国がこれを認定

※施行日:令和3年4月1日(2.23及び3.2は公布日)

新たなステージ 復興・創生へ

<経緯>

- 福島復興再生特別措置法第5条に基づく原子力災害からの福島の復興及び再生に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な方針。
- 「福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律」が、2017年5月19日に公布・施行されたことを受け、改正法の内容を盛り込むため、基本方針を改定(2017年6月30日閣議決定)。
- 併せて「東日本大震災復興加速化のための第6次提言」(2016年8月24日自由民主党・公明党)及び「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」(2016年12月20日閣議決定)等の内容を反映。

<概要>

久取組の輝声

|原子力災害からの復興・再生の意義・目標

- 福島の復興及び再生は着実に進展。避難指示の解除はゴールではなく、スタートであり、解除後も政府一丸となって取り組む。
- 帰還困難区域については、たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組むとの決意の下、可能なところから着実かつ段階的に、一日も早い復興を目指して取り組む。
- 原子力災害からの福島の復興・再生は、「復興・創生期間」後も継続して、国が前面に立って取り組む。

※赤字は2017年の法改正に伴うもの

●避難解除等区域の復興・再生	・産業の復興・再生、道路等の整備、医療・教育・住宅や心のケアなど生活環境の整備、 課税の特例、一団地の復興再生拠点制度、福島相双復興推進機構への国職員派遣(官民 合同チームの体制強化)、帰還環境整備推進法人制度(まちづくり会社の活用)	
●特定復興再生拠点区域復興再生計画	・帰還困難区域における復興拠点の整備(道路等の整備、生活環境の整備、課税の特例、 一団地の復興再生拠点制度、土壌等の除染等の措置、計画の記載事項・認定基準)	
●安心して暮らすことのできる生活環境の実現	・リスクコミュニケーションの推進、健康管理調査、健康増進等の支援、除染等の措置等、 いじめの防止のための対策、医療・福祉サービスの確保、被災者の心のケア	
●原子力災害からの産業の復興・再生	・農林水産業や中小企業の復興・再生、 <mark>商品の販売等の不振の調査等(風評対策)</mark> 、 職業指導等、観光振興等	
●新たな産業の創出・産業の国際競争力の強化	・福島イノベーション・コースト構想、研究開発の推進、企業立地の促進、福島新工ネ社会 構想に係る取組の推進等	
●関連する復興施策との連携	・東日本復興特区法・子ども被災者支援法に基づく施策との連携、法テラスの活用	
●その他福島の復興・再生に関し必要な事項	・鳥獣被害対策、 <mark>地域公共交通網の形成支援</mark> 等 ・国、県及び市町村間の連携等	

2016年8月24日の与党復興加速化本部6次提言を受けて、2016年12月20日、「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」を閣議決定。

基本指針の骨子

はじめに

帰還困難区域については、たとえ長い年月を要するとしても将来的に帰還困難区域の全て避難指示解除し、 復興・再生に責任を持って取り組むとの決意の下、放射線量をはじめ多くの課題があることも踏まえ、可能なと ころから着実かつ段階的に、政府一丸となって、帰還困難区域の一日も早い復興を目指して取り組んでいくこ ととする。

- ① 避難指示の解除と帰還に向けた取組の拡充
 - 〇帰還に向けた安全・安心対策
 - ○復興の動きと連携した除染の推進及び中間貯蔵施設の整備等
 - ○2017年3月までの避難指示解除に向けた取組と解除後の生活支援策の充実
- ② 帰還困難区域の復興への取組
 - 〇帰還困難区域における特定復興拠点等の整備(国の負担において行うことを位置付け)
 - 〇長期避難者への支援
- ③ 新たな生活の開始に向けた取組等の拡充
 - ○双葉郡を始めとする避難指示区域等の中長期・広域の将来像
 - ○復興拠点等の整備等の加速
- ④ 事業・生業や生活の再建・自立に向けた取組の拡充
 - ○福島相双官民合同チームの体制強化
 - ○事業・生業の再建・自立、生活の再構築のための取組の充実
 - 〇風評被害対策等
 - 〇農林業賠償等
- ⑤ 廃炉 汚染水対策
- ⑥ 国と東京電力の役割



新たなステージ 復興・創生へ

1 法の目的及び経緯

- 与野党協議の上、超党派の議員立法により2012年6月21日に成立。
- 〇 被災者の不安の解消・安定した生活の実現には、包括的な支援法が必要との認識の下、被災者の生活支援等に関し、国は必要な施策を講ずる責務を有すること等を定めた<u>理念法(主に自主避難者を対象)。</u>

2 支援対象地域の設定

自主避難者への支援策を網羅的に講ずべき地域である「支援対象地域(20mSv未満で<u>一定の基準</u>以上の地域)」として、 基本方針(2013.10.11閣議決定)において、次の通り設定。

支援対象地域:

原発事故発生後、相当な線量が広がっていた 「福島県中通り・浜通り(避難指示区域等を除く)」を設定。

3 基本方針改定(2015.8.25閣議決定)

◆改定の趣旨

福島県による自主避難者向け応急仮設住宅の提供終了の発表、及び線量が大幅に低減していること等から、被災者が自ら居を定め、安心して生活ができるよう、帰還や定住の支援に重点を置く方針を明らかにするため、基本方針を改定。

◆改定の主な内容

- 支援対象地域は、線量が発災時と比べ大幅に低減し、<u>新</u>たに避難する状況にはないことを明記。
- 一方、避難先での生活の定着化により、被災者が帰還又 は他の地域への定住を新たに判断するためには一定の期 間を要することから、当面、支援対象地域の縮小はしない。

立法時には、

- ・<u>1mSv以上の地域を支援対象地域とすべき</u>
- ・線量数値でコミュニティを分断してはならない
- ・<u>地域の実情に合わせて</u>区域を決めるべきなどの議論があり、「一定の基準」は法定せず、 政府が基本方針の中で定めることとされた。



(参考) 子ども被災者支援法関連の施策

- ・放射線による健康への影響調査
- 民間団体を活用した被災者支援
- ・住宅の確保に関する支援
- ・自然体験活動等を通じた心身の健康の保持 等



福島の復興・再生に向けた令和2年度予算のポイント

復興庁 Reconstruction Agency

新たなステージ 復興・創生へ

〇 さらなる福島の復興加速化に向け、福島復興再生特別措置法に基づく「福島復興再生基本方針」の考え方に沿って各種事業を推進。また、福島県・市町村の現場の状況やニーズ等を踏まえながら、予算案を決定。

1. 長期避難者の支援、早期帰還の支援等

【1,558億円(1,871億円)】

〇福島再生加速化交付金

【791億円(890億円)】

「長期避難者への支援から早期帰還への対応まで」を一括する本交付金により、 福島の再生を加速。長期避難者の生活拠点の確保や、帰還促進のための生活 拠点整備等を支援。

〇特定復興再生拠点整備事業

【673億円(869億円)】

帰還困難区域の特定復興再生拠点に係る除染・家屋解体等を実施。

〇福島生活環境整備・帰還再生加速事業 【94億円(111億円)】

公共施設等の機能回復を行うとともに、避難解除等区域への住民の帰還を加速するための取組や、将来の帰還に向けた荒廃抑制・保全対策を促進。

2. 地域再生(被災者支援、住宅再建・復興まちづくり) 【5,965億円の内数(7,541億円の内数)】

- •被災者支援総合交付金【155(177)】※
- ·被災者生活再建支援金補助金【101(107)】※
- ·社会資本整備総合交付金(復興)【1.198(1.226)】※
- •東日本大震災復興交付金【113(573)】※
- •災害復旧事業【1,555(2,317)】※
- · 緊急スクールカウンセラー等活用事業【22(24)】※
- ・被災した児童生徒等への就学等支援【52(69)】※
- ・被災地復興に向けた情報提供と復興施策の理解促進【6(5)】※

3. 安全・安心な生活環境の実現等

【5,919億円の内数 (4,610億円の内数)】

①汚染廃棄物等の適正な処理

【5,756億円(4,431億

円)】中間貯蔵施設の整備等【4,025(2,081)】

等

② 地域の生活環境の改善等

【163億円(179億円)】

- ·福島県浜通り地域等の教育再生【8(11)】
- ・帰還困難区域等における鳥獣捕獲等緊急対策事業【4(4)】
 - ✓鳥獣被害対策:「福島生環・加速事業」の内数との合計

等

4. 地域経済の再生、イノベーション・コースト、風評関連等 【520億円の内数 (697億円の内数)】

①地域経済の再生等

【364億円(469億円)】

- ·自立·帰還支援雇用創出企業立地補助金【制度拡充(88)】
- ・原子力災害による被災事業者の自立等支援事業【16(60)】

等

- ②福島イノベーション・コースト構想関連事業等 【70億円(127億円)】
- ·福島イノベーション·コースト構想関連事業【69(126)】
- ・福島12市町村の将来像実現のための調査・推進事業【1(1)】
- ③風評払拭・農林水産業・観光関連

【86億円(100億円)】

- · 観光復興関連事業【37(49)】 **
- ·福島県農林水産業再生総合事業【47(47)】
- ・風評払拭・リスクコミュニケーション強化事業【5(3)】 (再掲) (「被災地復興に向けた情報提供と復興施策の理解促進」の内数)

4

等

(備考1) 復興庁一括計上予算のうち「原子力災害からの復興・再生」の<u>総額は、7,481億円(令和元年度予算:6,486億円)</u>。

(備考2)※の予算額は被災県等の合計であり、その一定部分が福島県に関連するもの。*斜体の事業は*「原子力災害からの復興・再生」予算*以外*に区分される事業。

令和2年度予算 【〇〇(〇〇)】 令和元年 度当初